

高額療養費制度の自己負担限度額の見直しについて

高額療養費制度において医療費が高額になった場合、所得に応じた自己負担限度額が定められておりますが、そのセーフティネット機能を強化し維持する観点から、長期療養や低所得の方の負担を配慮した上で、令和８年８月および令和９年８月からの二段階で制度が見直されることとなりました。

つきましては、令和８年８月から見直される高額療養費制度についてリーフレットを添付しておりますので、加入者の皆様へ周知していただきますようお願い申し上げます。

【リーフレット】

■令和８年８月から高額療養費制度が見直されます